

道路ストック総点検業務委託標準歩掛
(案)

平成25年8月

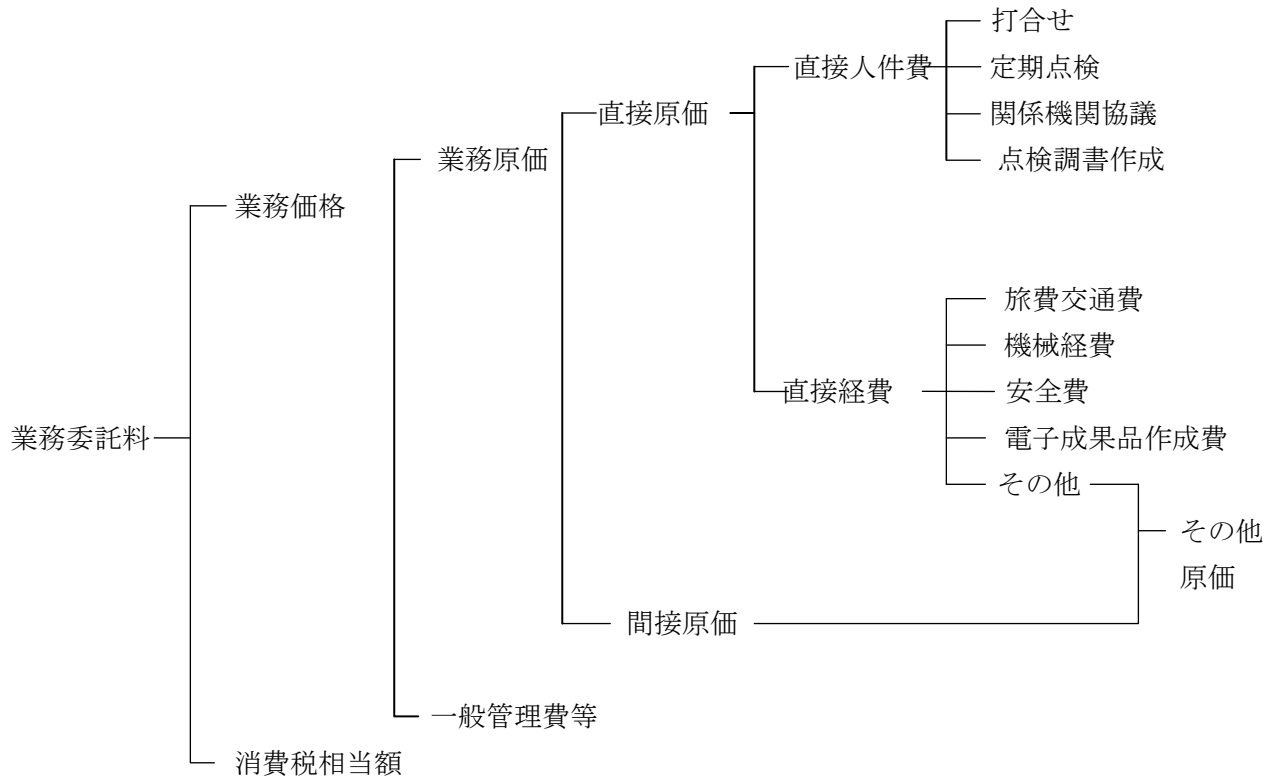
香川県土木部 道路課

道路ストック総点検業務委託標準歩掛

1. 適用範囲

この積算要領は、香川県が県管理道路のトンネル、横断歩道橋について「総点検実施要領（案）平成 25 年 2 月国土交通省道路局」（以下、「総点検要領」）の【道路トンネル編】【横断歩道橋編】に準じて実施する道路施設の点検に適用する。

2. 価格構成



3. 直接人件費

3.1 道路トンネル点検

単位 (人)

	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	適用
打合せ協議	1.0	1.5	0.5			1 業務あたり
計画準備	0.5	1.0	1.0	0.5		1 業務あたり
資料収集整理			0.5	0.5	0.5	1 トンネルあたり
現地踏査			1.0	1.0	1.0	10,000m ² あたり
トンネル台帳 (様式 A) データ入力			1.0	1.5	2.5	10 トンネルあたり
関係機関協議	0.5	1.5	1.0	0.5		1 トンネルあたり
近傍目視点検 (路面)					0.5	10,000m ² あたり
近傍目視点検 (トンネル本体内) 0.0 ≤ C ≤ 0.10 ※1			3.3	3.3	4.9	10,000m ² あたり
近傍目視点検 (トンネル本体内) 0.1 < C ≤ 0.2 ※1			5.5	5.5	8.2	10,000m ² あたり
近傍目視点検 (トンネル本体内) 0.2 < C ≤ 0.3 ※1			7.7	7.7	11.5	10,000m ² あたり
近傍目視点検 (トンネル本体内) 0.3 < C ≤ 0.4 ※1			9.9	9.9	14.7	10,000m ² あたり
近傍目視点検 (トンネル本体内) 0.4 < C ※1			9.9	9.9	14.7	10,000m ² あたり
トンネル台帳 (様式 B) 点検調書データ作成			3.5	8.0	11.5	10,000m ² あたり
報告書作成	0.2	0.9	0.9	0.9		1 トンネルあたり

※1 C : ひび割れ密度 (m/m²)

注)

1. 打合せ協議について、中間打合せは1回としている。
2. 機械経費 (投光車、トンネル点検車) は別途計上のこと。
3. 安全費 (保安設備、交通誘導員) は別途計上のこと。

3.1 横断歩道橋点検

単位（人）

	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	適用
打合せ協議	1.0	1.5	0.5			1 業務あたり
計画準備、	0.5	0.9		1.5	0.6	1 業務あたり
資料収集整理 (台帳出力)				1.6	0.9	1 業務あたり
資料収集整理 (部材番号図)			0.1	0.1	0.4	1 橋あたり
台帳作成 (完成図・設計図より)			0.6	0.6	0.6	10 橋あたり
台帳作成 (現地寸取り)			0.6	0.6	0.6	1 橋あたり
現地踏査	0.6	0.6	0.6			10 橋あたり
点検記録票データ入力 (総括票、基本情報)			0.4	0.6	0.8	10 橋あたり
関係機関協議			7.0	5.8	1.2	10 機関あたり
近傍目視点検 2 車線道路に架橋			6.4	6.4		10 橋あたり
近傍目視点検 4 車線道路に架橋			6.4	6.4		10 橋あたり
点検記録票データ入力 (総括票、点検結果、損傷 記録票、点検予定票)			1.0	1.7	2.4	10 橋あたり
報告書作成	0.5	1.0	2.0	2.0		1 業務あたり

注)

1. 打合せ協議について、中間打合せは1回としている。
2. 機械経費（ライトバン運転、高所作業車）は別途計上のこと。
3. 安全費（保安設備、交通誘導員）は別途計上のこと。

4. 直接経費

4.1 旅費・交通費

「設計業務等標準積算基準書 香川県土木部」に準ずる。

4.2 機械器具費

「設計業務等標準積算基準書 香川県土木部」に準ずる。

4.3 安全費

(1) 業務内容

安全管理を目的とし、道路ストック総点検にあたり、常に適切な保安施設、交通整理員を配置し、現場の安全確保に努める。

(a) 保安施設

保安施設は、道路工事保安施設設置基準（案）によるものとし、橋梁点検区間長、交通量、交通状況、その他現地の状況等を勘案して必要であれば費用を計上するものとする。

(b) 交通整理員

点検調査等の交通障害を防ぎ、現場の安全確保に努めるものとし、交通誘導員を計上する。

4.4 その他の直接費

(1) 電子成果品作成費

設計業務等に準ずる。（その他の設計業務）

5. その他原価

その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は業務原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

6. 一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、30%とする。

7. 消費税相当額

消費税相当額は、業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

$$\text{消費税相当額} = [\{ (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) \} + (\text{一般管理費等})] \times (\text{消費税率})$$

(参考資料) 機械経費の構成及び単価

○トンネル点検

(機械経費の構成)

名称	規格	単位	数量	摘要
投光車	1,000W×4~6 (灯) 2t 車	台日	0.50	近傍目視点検 (路面) 10,000m ² あたり
			1.65	近傍目視点検 (0.0≤C≤0.10) 10,000m ² あたり
			2.75	近傍目視点検 (0.1<C≤0.2) 10,000m ² あたり
			3.85	近傍目視点検 (0.2<C≤0.3) 10,000m ² あたり
			4.95	近傍目視点検 (0.3<C≤0.4) 10,000m ² あたり
			4.95	近傍目視点検 (0.4<C) 10,000m ² あたり
トンネル点検車		台日	1.65	近傍目視点検 (0.0≤C≤0.10) 10,000m ² あたり
			2.75	近傍目視点検 (0.1<C≤0.2) 10,000m ² あたり
			3.85	近傍目視点検 (0.2<C≤0.3) 10,000m ² あたり
			4.95	近傍目視点検 (0.3<C≤0.4) 10,000m ² あたり
			4.95	近傍目視点検 (0.4<C) 10,000m ² あたり

(単価)

名称	規格	単位	数量	単価 (円)
投光車	1,000W×4~6 (灯) 2t 車	台日	1	14,200
トンネル点検車		台日	1	25,900

※ 平成 25 年 5 月時点の見積もり単価であり、必要に応じて見直すこと

○横断歩道橋点検

(機械経費)

名称	規格	単位	数量	摘要
ライトバン運転	1500cc 8時間/日	台日	0.6	現地踏査 10橋あたり
高所作業車	作業床高 13～14m	台日	6.4	近傍目視点検 10橋あたり

(単価)

名称	規格	単位	数量	単価 (円)
ライトバン運転	1500cc 8時間/日	台日	1	5,100
高所作業車	作業床高 13～14m	台日	1	50,000

※ 平成 25 年 5 月時点の見積もり単価であり、必要に応じて見直すこと

○安全費

安全費について、保安設備費 26,000 円/日を標準とし、交通誘導員は必要人数を計上すること。